

(5) 訴えの提起（第三者行為に伴う損害賠償金の支払請求）について

【訴えの趣旨】

第三者行為に伴う損害賠償金の支払い請求について

令和3年3月に発生した交通事故（第三者行為^{※1}）により生じた滝川市国民健康保険（以下「市国保」という。）の被保険者の治療費について、市国保から保険給付した後、加害者に過失割合に応じて請求したが支払いを拒否されたため、支払いを求める訴えを提起する。

^{※1}第三者行為 交通事故など第三者（加害者）が原因で発生した事故等のこと（治療費は加害者が支払うべきもの）

【訴えの相手方】

個人（市外在住）

【損害賠償請求金】

524万3,536円

【争点】

保険者（市国保）の損害賠償請求権の代位取得^{※2}が認められるかが争点となる。

- ・滝川市：保険者（市国保）の損害賠償請求権の代位取得が認められる。
- ・加害者：保険給付が終了した後ではあるが、被害者に自賠責保険から損害賠償請求金を上回る金額が支払われていることから代位取得は認められない。

^{※2}代位取得 保険者は第三者行為による保険給付（一時的に加害者に代わって治療費を支払い）をした場合、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権を取得（国民健康保険法第64条第1項）

※ 参考

国民健康保険法（抄）
（損害賠償請求権）

第64条 市町村及び組合は、給付事由が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。次条第一項において同じ。）の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2・3 （略）